

「和光市新型コロナウイルス感染症緊急生活支援資金貸付」に関するご案内

1 貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や休業、また収入減少により、生活に困窮した世帯に対し、市が生活再建の支援をするため生活費用の貸付を行います。

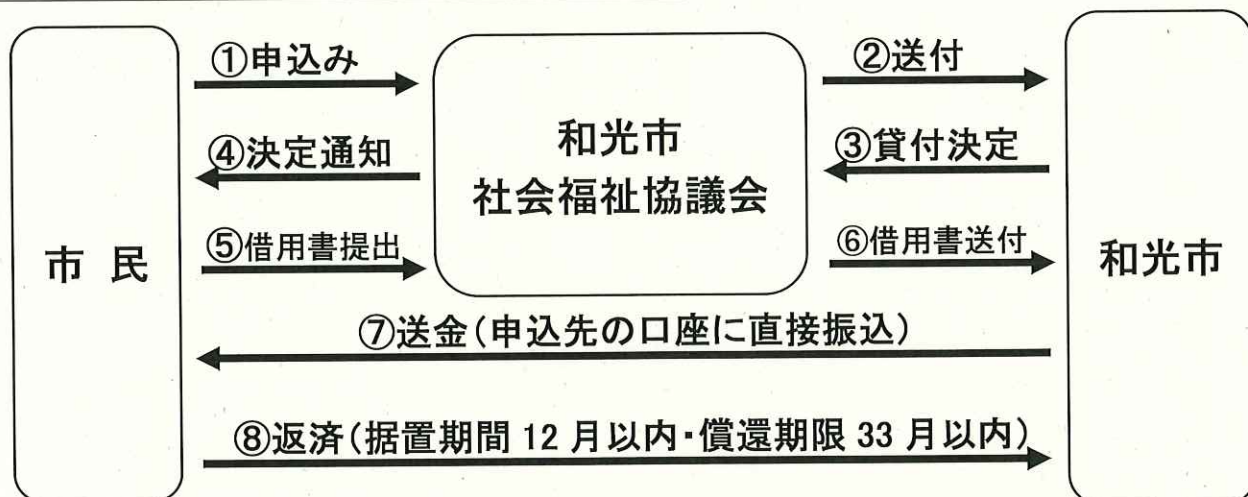
貸付の内容については裏面をご覧ください。また、具体的な問合せや貸付のご相談は、下記問合せ先へお願いします。

貸付額 1世帯10万円以内

2 対象者

特例貸付総合支援資金（生活支援費）貸付を利用している世帯又は利用することが見込まれる世帯

3 貸付から償還までの手続きの流れ



※「①申込み」時点で借用書を提出すると、⑤・⑥が省略され、「⑦送金」が早まります

問合せ先 和光市くらし・仕事相談センター
すたんど・あっぷ和光

(社会福祉法人 和光市社会福祉協議会)

TEL:048-452-7608 FAX:048-465-7001 E-mail:stand-up@wako-shakyo.or.jp

住所:〒351-0104 和光市南1-23-1 和光市総合福祉会館2階

受付時間:月～金曜日 9:00～17:00

貸付の内容

- 対象者 埼玉県社会福祉協議会の特例貸付総合支援資金（生活支援費）の貸付を利用している世帯又は利用することが見込まれる世帯のうち、緊急貸付を利用することにより自立が見込まれる世帯
- 貸付額 1世帯当たり10万円以内（1度限り）
- 据置期間 12月以内（貸付金を交付した日の翌月から起算）
- 償還期限 33月以内（据置期間が終了した月の翌月から起算）
※繰上償還可能
- 償還方法 原則として月賦償還
- 貸付利子 無利子 ※ただし、制度に違反若しくは延滞となった場合、加算金や延滞金（各3%）が発生する場合があります。
- 保証人 不要
- 申込先 和光市くらし・仕事相談センター すたんど・あっぷ和光
- 申込方法 原則として郵送（「問合せ先」にご連絡ください）
※申込書は、和光市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。また、ご連絡いただければ郵送でお送りいたします。

申込書類

- ・『和光市新型コロナウイルス感染症緊急生活支援資金借入申込書（様式第1号）』
- ・添付書類 ※ 申込書の同意書欄にご記入いただいた場合は、省略できます。
 - ①既に特例貸付総合支援資金の貸付を利用している場合
 - ・「(特例貸付)生活福祉資金(総合支援資金)借入申込書」の写し
 - ・「生活福祉資金貸付決定通知書」の写し
 - ②特例貸付総合支援資金の貸付をこれから利用する場合
 - ・「(特例貸付)生活福祉資金(総合支援資金)借入申込書」の写し
- ・【希望する場合】
『和光市新型コロナウイルス感染症緊急生活支援資金借用書（様式第3号）』